

e-Tax がさらに便利に！

申告会場は、例年大変混雑し、長時間お待ちいただいております。感染防止の観点からも、是非、ご自宅等で「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、申告書等を作成し、e-Tax で送信（提出）していただきますようお願いいたします。

「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンに加え、スマートフォンやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。さらに、「マイナンバーカード」及び「ICカードリーダライタ」若しくは「マイナンバーカード対応のスマートフォン」又は「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、税務署に行く手間がかからず、e-Tax で送信して申告が完了します。

申告書の作成・送信は国税庁ホームページから！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、**税務署へ出向かずに**、パソコン・スマートフォンから確定申告書を e-Tax で送信（提出）できます。

用意するものは、次の2つ！

- ①マイナンバーカード
- ②ICカードリーダライタ
又はマイナンバーカード
読取対応のスマートフォン

又は

IDとパスワードで送信

ID・PW
が目印

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、
申告されるご本人が署名・捺印の本人確認書類をお持ちの上、
お近くの税務署にお越しください。

既にID・パスワード方式の届出を済ませた方は、申告書の控えと
一緒に保管されている届出票が有効となります。ご確認ください。
（注）ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めマイナンバーカードの取得をお願いします。

那珂川市商工会内
那珂川市すまいの相談センター

受付時間／9:00～17:00 定休日／土・日曜・祝祭日 ☎092-952-2949 FAX092-952-9101

「那珂川市すまいの相談センター」は、那珂川市商工会の建設関連の会員有志で組織されています。
ゆとりある住環境づくりに貢献することを目的としています。

那珂川市商工会の
会員有志が組織運営
しています。

見 積 無 料

屋 内

外 回 り

建 具	浴室改造	台所改装	水回り	内装工事	電 気	バリアフリー
●木製建具製作・修理 ●鋼製建具製作・修理	●浴槽交換 ●ユニットバス ●シャワー取付け ●温水器取付け	●流し台・換気扇取替え ●ダクト清掃・交換 ●給湯器設置 ●床下収納庫設置	●水漏れ補修 ●配水管のつまり ●トイレ ●洗面台	●カーテン ●ブラインド取付け ●クロスの張替え ●フローリング ●畳表替え ●襖・障子張替替え ●網戸の張り取替え	●照明器具取替え(LED) ●エアコン設置・清掃 ●配線の取替え ●コンセントの増設 ●アンペア増設 ●TVアンテナ工事	●階段手すり設置 ●階段滑り止設置 ●数段段差解消 ●浴室手すり設置 ●浴室滑り止加工 ●トイレ手すり設置 ●トイレ段差解消 ●玄関ポーチ段差解消 ●玄関手すり設置
					●建物管理 ●住宅・ビル掃除 ●白アリ・害虫駆除 ●防犯設備	

新築・増改築	外 壁	防犯対策	エクステリア
●設 計 ●施工管理	●外壁補修 ●塗 装 ●サイディング張り ●防 水	●錠 前 ●ドア取替 ●防犯用格子取付 ●窓ガラス取替え ●アルミサッシ	●テラス ●ベランダ ●バルコニー ●サンルーム ●二重サッシ・出窓 ●倉 庫 ●物 置 ●温 室 ●外構・門扉 ●車 庫
●瓦・スレート ●雨どい ●アンテナ ●防 水			

左 官

●ブロック
●タイル張り替え
●室内壁塗り替え

土 木

●掘削・側溝・舗装
●土 盛
●排 水

造 園

●ガーデニング
●樹木植え込み剪定
●害虫駆除
●庭のお手入れ

皆さまのご意見をお聞かせください！！
今後の商工会だよりの内容を充実させるために
アンケートを実施しています。
ぜひご協力をお願いいたします。

アンケートはこちらから

〒811-1242 福岡県那珂川市西隈3丁目1番10号 ☎092-952-2949 FAX092-952-9101
ホームページ <https://www.momochan-net.org> メールアドレス nakagawa@shokokai.ne.jp
発行 那珂川市商工会 編集 情報委員会 本紙への要望やご意見をお寄せ下さい。

うつくしい水と緑の暮らしがとけあうまち

なかがわ

商工会だより 2022 番号
Vol. 91
NAKAGAWA

コロナの影響で売上が減少している皆様へ

～事業復活支援金のご案内～

法人は上限最大 250 万円を給付
個人事業主は上限最大 50 万円を給付

●2022 年 3 月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5 か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。

●上限額は、売上高に応じて3段階。売上高 30%～50%の減少の上限額は売上高 50%以上減少の上限額の 6 割となります。

売上高減少率	個 人	法 人		
		年間売上高 1 億円以下	年間売上 1 億円超～5 億円	年間売上 5 億円超
▲50%以上	50 万円	100 万円	150 万円	250 万円
▲30%以上 ～50%未満	30 万円	60 万円	90 万円	150 万円

詳しくはこちらから

事業復活支援金ホームページ
<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

那珂川市内の事業者の皆さまへ

市指定事業系ごみ袋の販売場所が拡大されました！！

今まで、那珂川市指定事業系ごみ袋は那珂川市商工会、株式会社那珂川開発、市役所売店にて販売をしており、夜間や土日祝は販売されておりました。

この度、事業所からのごみ出しの利便性向上を図るため、下記のコンビニエンスストア 3 店舗でも事業系ごみ袋の販売を開始いたしましたので、是非ご利用ください。

なお、コンビニエンスストアでの購入は、在庫の都合上、各種（可燃ごみ用、不燃ごみ用、再資源化物用）それぞれ 3 本（1 本 10 枚入）を上限としておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、夜間や土日祝以外（大量の購入を必要とする場合等）は、引き続き那珂川市商工会、株式会社那珂川開発、市役所売店での購入をお願いいたします。

市指定事業系ごみ袋を販売するコンビニエンスストア一覧		
セブンイレブン那珂川山田店	那珂川市山田1157-1	092-953-0511
セブンイレブン那珂川松木2丁目店	那珂川市松木2丁目74	092-953-1757
ローソン片縄二丁目店	那珂川市片縄2丁目3	092-953-7170

お問い合わせ

●那珂川市商工会：092-952-2949
※市事業系ごみ袋を使用した市のごみ処理サービスを利用する場合は、那珂川市の一般廃棄物収集運搬許可業者である株式会社那珂川開発と収集運搬契約が必要となりますのでご注意ください。
●株式会社那珂川開発連絡先：092-952-9003

筑紫税務署からのお知らせ

令和3年の申告が
まだの方は**お早め**に

所得税・贈与税の申告と納税

令和4年

3月15日(火)まで

個人事業者の消費税の申告と納税

令和4年

3月31日(木)まで

令和3年分の確定申告をしなければならない人

所得税及び復興特別所得税

- ①給与の年収が2,000万円を超える人や、給与を一か所から受けている人で、給与所得、退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人など
- ②公的年金等に係る雑所得のみの人で、雑所得金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある人
(ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要です。)
- ③所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人で、配当控除前の所得税の額が配当控除額を超える人

消費税及び地方消費税

- ①平成31(令和元)年中の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ②平成31(令和元)年中の課税売上高が1,000万円以下の事業者で「消費税課税事業者選択届出書」を提出された事業者

贈与税

- ①個人から年間110万円を超える財産をもらった人
- ②相続時精算課税制度の適用を受ける人
(既に相続時精算課税の適用を受け、令和3年中に特定贈与者から財産をもらった場合には、上記①の基準以下でも申告が必要。)
- ③住宅等取得資金の非課税制度の適用を受ける人
- ④夫婦間の居住用不動産等に係る贈与で、配偶者控除の特例の適用を受ける人
- ⑤教育資金の非課税制度の適用を受けた人で、取扱金融機関との間の教育資金管理契約が終了し、贈与税の申告義務がある人
- ⑥結婚・子育て資金の非課税制度の適用を受けた人で、取扱金融機関との間の結婚・子育て資金管理契約が終了し、贈与税の申告義務がある人

所得税の還付申告をすることができる場合

- ①金融機関等から住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得した場合〔住宅借入金等特別控除〕
- ②病気や出産などで、多額の医療費を支払った場合〔医療費控除〕
- ③火災や風水害、盗難などにより被害を受けた場合〔雑損控除〕
- ④寄附金や義援金を支払った場合〔寄附金控除等〕
- ⑤年の中で退職し、再就職していない場合・・・など

※還付金の振込ができるのは、申告者本人名義の口座だけです。ご注意願います

税務署の窓口で提出を予定されている方へ

税務署の提出窓口は大変込み合う場合がありますので、郵送での提出又は時間外書類提出箱への投かんによる提出をお願いします。

(申告書控えに受領印が必要な方は、申告書控え及び切手を貼った返信用封筒を同封していただきますようお願いいたします。)

※時間外書類提出箱は、税務署の関庁時(平日の夜間や土日・祝日等)でもご利用いただけます。

時間外書類提出箱の設置位置



確定申告会場を「イオンモール筑紫野」に開設しています

会場 イオンモール筑紫野3階イオンホール(筑紫野市立明寺434-1)

期間 令和4年3月29日(火)まで ※土・日曜日及び祝日は休みです。

受付 令和4年3月15日(火)まで 午前9時から午後4時
令和4年3月16日(水)～3月29日(火) 午前10時から午後4時

※この期間中は、筑紫税務署では確定申告会場を開設しておりません。なお、完成した確定申告書等提出のみの方は、筑紫税務署で受け付けています。

※当申告会場をご利用の方で、前年の申告書の控えをお持ちの方は、参考として前年分の申告書の控えをご持参ください。

※令和4年3月15日(火)までの期間については、専門店街が午前10時開店のため、**午前9時から午前10時までの間は、1階「G-1 イオン北入口」が申告会場への専用入口です。専用入口以外は開店時間の午前10時まで申告会場へは行けませんので、ご注意願います。**

※当申告会場内では、作成済み申告書等の検算(内容チェック)は行っておりません。

注) イオンモール筑紫野へのお問い合わせはご遠慮ください。

確定申告会場における感染症対策について

本年の確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設します。ご来場いただく納税者の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。つきましては、以下の事項についてご協力願います。

検温の実施

入場の際に検温を実施しています。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。



マスクの着用、アルコール消毒液利用のお願い



ご来場の際は、マスクを着用していただき、入口等でアルコール消毒液をご利用ください。

最少人数での来場のお願い



ご来場の際は、できる限り最少人数でお越しください。

入場整理券の配付について

確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。入場整理券の配付方法は、「確定申告会場での当日配付」又は「LINE アプリによる事前発行」のいずれかの方法となりますが、当日の入場整理券の配付状況によっては、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合がありますので、是非、「LINE アプリによる事前発行」をご利用ください。

※電話や税務署窓口(確定申告会場を含む)において、入場整理券の事前発行は行いませんのでご注意ください。



LINE QRコード

申告会場にご来場を検討されている方へ(必ずお読みください)

申告会場では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、ご自身で申告書を作成していただくことを基本としております。

確定申告書を提出する際は、毎回、申告者ご本人や扶養親族等のマイナンバーの記載と申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

なお、申告会場へ来場される場合は、次の書類をお持ちください。

- ①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
医療費控除の明細書をあらかじめ記載してご持参いただくと会場での手続きがスムーズになります。
- ②利用者識別番号がわかる書類(過去にe-Taxを利用された方)利用者識別番号等の通知、確定申告のお知らせハガキ、前年以前の申告書等送付票(兼送付書)など
- ③本人確認書類
・マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードが本人確認書類となります。
・マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①及び②の確認書類が本人確認書類となります。
①通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書のうち、いずれか1つ
②運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等のうち、いずれか1つ
※1「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
※2被保険者証の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理(番号等が復元できない程度に黒マジックで塗り潰すこと)をお願いします。
- ④筆記用具
感染防止の観点から、筆記用具をお持ちください。